

簡易公募型競争入札方式における手続開始の公示

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

平成29年8月18日

支出負担行為担当官

沖縄総合事務局 開発建設部長 坂 克人

1. 業務概要

- (1) 業務名 平成29年度防災情報設備外設計業務（電子入札対象案件）
- (2) 業務内容 本業務は、沖縄総合事務局管内の防災情報設備の拡充を図るため、無線中継所に設置している発動発電設備の更新設計を行う業務である。
主な業務内容は以下のとおりである。
 - ・発動発電設備更新設計 1式
- (3) 履行期間 契約締結の翌日～平成30年1月9日まで
- (4) 本業務は提出資料、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。
- (5) 本業務は、予算決算及び会計令第85条に基づく調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回って落札した業務においては、その業務の品質を確保するための対策を行う試行業務である。
- (6) 本業務は、予定価格が500万円を超えて1,000万円以下の業務においては、調査基準価格の算定式に準じて算定した価格（以下「品質確保基準価格」という。）を定めるとともに、その価格を下回って落札した業務においては、その業務の品質を確保するための対策を行う試行業務である。

2. 指名されるために必要な要件

入札参加者は2-1に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

2-1 単体企業

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)（以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 沖縄総合事務局における平成29・30年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている又は申請中であること。
- (3) 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から土木関係建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、沖縄総合事務局発注建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2-2 入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的

に当事者間で連絡をとることは、沖縄総合事務局開発建設部競争入札心得（以下「競争契約入札心得」という。）第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - ② 一方の会社の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
 - ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (3) その他の競争の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の競争に参加している場合その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

2-3 入札参加者を指名するための基準

沖縄総合事務局競争参加者選定要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「技術的適性」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

3. 入札手続等

(1) 担当部局

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号
内閣府沖縄総合事務局開発建設部管理課契約第一係
電話：098-866-0031
(内線2526、2527)

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は電子入札システムから入手するものとする。（ただし、紙入札方式の参加承諾を得た者には上記3.（1）にて交付する。）

交付期間：平成29年8月18日（金）～平成29年9月22日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分～17時15分まで。

(3) 参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、上記2-1.（2）に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者及び申請中の者とする。

(4) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：平成29年8月28日（月）17時15分（必着）

提出場所：上記3.（1）に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし紙入札方式による場合は、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、紙により沖縄総合事務局開発建設部管理課に持参すること。

入札日時：締め切りは平成29年9月22日（金）12時00分（必着）

開札日時：平成29年9月25日（月）14時00分

開札場所：内閣府沖縄総合事務局開発建設部入札室

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金 免除。

②契約保証金 免除。

(3) 入札の無効

本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者の入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

1) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。

2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令86条の調査を行うものとする。

(5) 本業務は、調査基準価格又は品質確保基準価格を下回って落札した場合は、その業務の品質を確保するための対策として、第三者照査の実施の義務づけを行うものである。

なお、内容については、特記仕様書によるものとする。

(6) 手続における交渉の有無 無。

(7) 契約書作成の要否 要。

(8) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3.（1）に同じ。

(9) 配置予定技術者が、業務実績等の評価対象期間に、産前休業、産後休業、育児休業、介護休業を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価対象期間の以前に加えることができる。（詳細は業務説明書による。）

(10) 詳細は入札説明書による。